

処 分 基 準

基準の名称	補助金等の返還命令 処分基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
社会福祉法	第 5 8 条 第 3 項	補助金等の返還命令
基 準 の 内 容		
<p>1 社会福祉法人に対して助成がなされた場合、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次の権限を有するが、当該社会福祉法人が、これらの措置に従わない場合は、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。</p> <p>(2) 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。</p> <p>(3) 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。</p>		